

旭川医科大学工事等契約関連細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和5年5月12日学長裁定)

旭川医科大学工事等契約関連細則の一部を改正する細則

旭川医科大学工事等契約関連細則（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(現場説明書書式)</p> <p>第9条 施設整備事業実施のための工事請負契約に係る事務処理を円滑に行うため、現場説明書の書式については、現場説明書書式について（<u>令和5年3月14日4施設企第43号</u>）の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中、「会計法」とあるのは、「会計規程」と、「国庫」とあるのは、「本学」と、「支出負担行為担当官」とあるのは、「契約責任者」と、「歳入歳出外現金出納官吏」及び「政府保管有価証券取扱主任官」とあるのは、それぞれ「出納責任者」と、「官職」とあるのは、「役職」と読替えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和5年5月12日から施行し、改正後の旭川医科大学工事等契約関連細則は、令和5年5月9日から適用する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(現場説明書書式)</p> <p>第9条 施設整備事業実施のための工事請負契約に係る事務処理を円滑に行うため、現場説明書の書式については、現場説明書書式<u>の一部改正</u>について（<u>平成15年6月5日監理室長通知15施設企第9号</u>）の通知を準用するものとする。この場合において、同通知中、「会計法」とあるのは、「会計規程」と、「国庫」とあるのは、「本学」と、「支出負担行為担当官」とあるのは、「契約責任者」と、「歳入歳出外現金出納官吏」及び「政府保管有価証券取扱主任官」とあるのは、それぞれ「出納責任者」と、「官職」とあるのは、「役職」と読替えるものとする。</p> <p>(略)</p>

**【改正理由】**

文部科学省から、現場説明書を定める通知があったことに伴い、所要の改正を行うものである。